

## 職員出向研修に関する覚書

管理栄養士のNST研修に関し、「」（以下、「甲」という）と「社会医療法人近森会」（以下、「乙」という）とは、職員の出向研修に関して次の通り覚書を締結する。

（研修の委託）

第1条 甲は、NST研修を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（研修生の出向）

第2条 甲は、この協定に基づく研修を受けさせるため、甲の職員（以下、「研修生」という）を乙に出向させるものとする。

2 研修生は、「」とする。

（研修の内容）

第3条 NST研修の内容は、以下の通りとする。

【研修名】

近森病院 NST 研修（3 カ月コース）

よりよい栄養サポートを病院全体で取り組んでいる又は取り組みたい病院の次の世代を担う管理栄養士を対象として、栄養学的に患者を診て多職種と協力して栄養サポートできる管理栄養士を育成するための臨床研修を行う。

【研修目的】

- ① 近森病院の多職種による多数精鋭のチーム医療のシステムの理解と実践
- ② NSTに必要な臨床的な栄養評価、栄養プランの作成、栄養サポートの実践
- ③ 医療専門職として、必要な医療人の常識の取得

【研修内容】

- ① レクチャー、症例検討会、病棟症例検討会、重症病棟カンファレンス症例の抽出などによる基本的知識と栄養学的な病態の把握
- ② 2週間交代（重症、脳卒中、循環・呼吸、消化器・消化器外科、自由選択2単位：精神科、回復期リハビリ含む）で屋根瓦方式による実務の研修と症例報告の作成
- ③ 重症病棟における NST 教育カンファレンスによる医療専門職として必要な常識（医療用語、検査データ、画像、栄養からみた病態）の取得

（研修の委託期間）

第4条 研修委託期間は、（西暦）年月日から年月日までとする。

（研修生の身分）

第5条 研修生は、現に所有する甲の身分を保有したまま出向させるものとし、かつ乙の管理栄養士としての身分を併せ持つものとする。

（研修生の勤務）

第6条 研修生は、研修期間中においては、原則として乙の就業に関する規定の適用を受け、乙の定める者の指導に従い、研修業務に従事するものとする。

（研修生の人件費等の負担）

第7条 研修生の給料は、甲の負担とする。

（社会保険）

第8条 研修生の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険の適用事業所は甲として、甲が事業主負担金を負担し、甲が納付する。

（医療事故）

第9条 研修生が乙の業務上において医療事故に関与した場合は、乙の責任において処理するものとする。なお、その際、研修生に故意又は重大な過失のない限り求責しないものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

（西暦）年月日

甲

乙 高知県高知市大川筋一丁目1番16号

社会医療法人 近森会

理事長 近森 正幸